

# 会 議 録

会議の名称	令和2年度第2回あま市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和3年1月29日（金） 午後1時30分 から 午後2時38分 まで
開催場所	あま市役所甚目寺庁舎 2階 大会議室
会議内容	1 市長あいさつ 2 会長あいさつ 3 議題 (1) 令和3年度国民健康保険事業費納付金等の本算定結果等について (2) あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について 4 その他 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による各制度の状況について (2) その他
会議資料	○次第 ○委員名簿 ○配席図 ○令和3年度国民健康保険事業費納付金等の本算定結果等について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span> 各市町村の一人当たり納付金額等の県内順位 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1</span> 令和3年度市町村標準保険料率 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙2</span> 令和3年度国民健康保険税率（案）増減比較表 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙3</span> 令和3年度国民健康保険税率（案）影響額試算一覧表 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4</span> ○あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料2</span> 概要、改正文、新旧対照表 ○新型コロナウイルス感染症の影響による各制度の状況について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料3</span> ○関係用語・定義集
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0人
出席委員	横井(重)委員、横井(広)委員、大橋委員、富田委員、渡邊委員、藤井委員、井村委員、山田委員、村上委員、小野委員
欠席委員	なし
事務局	<b>【保険医療課】</b> 上村課長、寺澤主幹、近藤課長補佐、澤田課長補佐

事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第2回あま市国民健康保険運営協議会を開催します。</p> <p>本日の協議会は『あま市審議会等の会議の公開に関する要綱』第3条に基づき、公開で開催いたします。また、同要綱第7条に基づき、本日の協議会終了後、会議録を作成し、市の公式ウェブサイトに会議録等を掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第に添って進めさせていただきます。</p> <p>始めに、あま市長の村上から、ごあいさつを申し上げます。</p>
市長	市長あいさつ
事務局	続きまして、当協議会の山田会長から、ごあいさつをお願いします。
会長	会長あいさつ
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、前回の協議会終了以降、委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。</p> <p>被用者保険等保険者を代表する委員として、全国健康保険協会愛知支部の小野淳悟（おの じゅんご）委員 でございます。</p>
小野委員	あいさつ
事務局	ここで、市長は公務のため退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。
市長	【退席】
事務局	<p>本日の協議会は、委員全員のご出席があり、あま市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、本会議は成立しています。</p> <p>それでは、これ以降の進行につきましては、山田会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>では、着座にて失礼いたします。速やかな議事進行に、皆様方のご協力をお願い申し上げます。</p> <p>3の(1)「令和3年度国民健康保険事業費納付金等の本算定結果等について」を議題とします。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	【議題について説明】
会長	ただいま事務局から説明がありましたが、これに対してご質問等はございませんでしょうか。
大橋委員	被保険者が毎年減っているようですが、この先の動向を、どのように想定していますか。
事務局	<p>被保険者数は、ここ数年1,000人規模の減少が続いており、団塊世代である昭和22年から昭和24年生まれの方々が75歳を迎えて後期高齢者医療保険に切り替わる令和4年から令和6年に減少のピークを迎えると想定しております。</p> <p>しかし、今年度は被保険者数の減少幅が縮小しています。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響による解雇や途中退職などにより、社会保険から国保への切り替え対象者が増加していることが要因と分析しております。</p> <p>今後も、被保険者数の推移について、注視してまいります。</p>

富田委員	激変緩和措置について、説明してください。
事務局	<p>税率の急激な増加を避けるため、令和5年度まで実施される制度です。</p> <p>一人当たり納付金の伸び率が、県が設定する伸び率を超過した場合、その伸び率に据え置いて納付金額が算定され、不足分には国の公費が充てられます。令和3年度の県が設定する伸び率は103.20%でしたが、あま市の伸び率は設定未満だったため、あま市には適用されておられません。</p>
富田委員	資産割を廃止するのはなぜですか。国保の収入が減少するなかで、資産割を廃止すれば、その分が更に減少しませんか。
事務局	<p>国保税の資産割は、応能原則における所得割の補完的な役割を果たすものとして設けられていますが、被保険者が住所を有する市町村の固定資産税のみが賦課対象となっているため税負担の公平性に欠け、利益を生まない居住用資産も賦課対象とされており、また、固定資産を所有していることで所得が無い方にも資産割は課税されるため低所得者層の負担となっていることなどから、愛知県では、市町村標準保険料率の算定には3方式（所得割・均等割・平等割）を採用しており、あま市でも資産割の税率を段階的に減少し、令和5年度までに3方式に移行することとしています。</p> <p>なお、資産割の税率を減少させた分は、所得割の税率に振り替えていますので、国保の収入が減ることはありません。</p>
横井重保委員	他の市では、税率改正の予定はありますか。
事務局	<p>年明けに確認した他市の動向ですが、税率を引き上げる市もあれば、据え置きとする市もございます。引き上げる市の中でも、所得割のみ引き上げて、均等割と平等割は据え置きとする市もございます。</p> <p>また、新型コロナ影響による減収分の補てん財源につきましては、一般会計から繰り入れを受ける市もあれば、基金の取崩しを検討している市もございます。</p> <p>税率を据え置く市もあるようですが、あま市におきましては、一般会計から、新型コロナ影響による減収分の補てんを受けながら、県の標準保険税率に向けた税率改正を行う考えでございます。</p>
会長	<p>他のご質問はございませんか。</p> <p>それでは、ご質問も無いようでございますので、次に進めたいと思います。(2)の「あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」を議題とします。</p> <p>なお、この議題は市長の諮問事項となっておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<b>【議題について説明】</b>
会長	ただいま事務局から説明がありましたが、これに対してご質問等はありませんでしょうか。
富田委員	均等割や平等割とありますが、意味合いを教えてください。
事務局	均等割は、被保険者お一人ごとに賦課するもので、平等割は一世帯ごとに賦課するものでございます。
渡邊委員	改定後の税率を算出した根拠について教えてください。

事務局	県から納付金の額が示される中で、保険税で集める必要がある金額が決まっています。それに従いまして、現行の税率や応能割・応益割の課税割合に当てはめたくて、被保険者数、世帯数、設定収納率を勘案して算出しております。
渡邊委員	標準保険税率と関連性はありますか。
事務局	愛知県が示す標準保険税率は、県が設定する被保険者数や収納率により算出したものでございます。収納率など県の設定が94.48%に対して、あま市は91.47%と開きがございますので、県が示す税率と、今回お示しした税率案に違いが生じております。
富田委員	収納率が90%を超える程度ですが、納付が無い10%に対して、何かペナルティはありますか。
事務局	毎年の保険証更新時に、通常は有効期間を1年間とした保険証をお渡ししますが、未納がある世帯に対しては、生活状況の確認と納付指導を行う機会を確保するため、有効期間を6ヶ月未満とした、短期保険証をお渡しすることになります。
富田委員	納めてなくても、6ヶ月は保険証が使えるのですか。
事務局	医療機関の受診抑制につながらないように配慮しています。 未納がある世帯への対応は担当部署が異なりますが、差し押さえ等の滞納処分を行うこともあります。
富田委員	実際に、そんな例はありますか。厳しくしないと、収納率向上につながらないと思います。
事務局	未納がある世帯に対しては、短期保険証を活用して、個々の生活状況を確認し、お支払いできる金額を相談しながら、未納の解消に努めたいと考えております。
富田委員	10%は大きい。平等性の観点からも「仕方がない」で済ませてはいけません。毅然とした対応が必要だと思います。
事務局	当市の収納事務につきましては、令和元年度から「収納一元化」として、総務部収納課が納付指導や滞納処分を行っていますので、収納課と連携を取りながら、収納率向上に努めてまいりたいと考えております。
渡邊委員	未納がある世帯はそれで済んでしまうと思いますが、保険税をきちんと納めている世帯に対して、何か影響は及びますか。
事務局	平成30年度からの制度改正で、市は県から示された納付金を納める必要があります。保険税が納付金の原資となりますが、未納が多ければ、不足する収入を補うため税率を上げることとなりますので、そういった意味で、影響は及んでまいります。
渡邊委員	一般の税金からも補てんを受けていますので、そのことも考えながら対応する必要があると思います。
事務局	繰り返しの回答になってしまいますが、収納課と連携を取りながら、未納の世帯の生活状況を把握し、収納状況の改善を図ってまいりたいと考えております。

会 長	<p>個々の事情もあると思いますが、収納率の向上に努めてもらいたいと思います。</p> <p>他に、ご質問等はございませんでしょうか。</p>
横井広光委員	<p>税制改正により、他に国民健康保険への影響はありますか。</p>
事 務 局	<p>まず、国民健康保険税についてですが、給与所得者と公的年金等所得者は、所得控除と基礎控除がプラスマイナスゼロとなるため、税額に影響はありませんが、事業所得者は基礎控除の増額のみが適用されるため、税額は減少となります。</p> <p>他に、高齢受給者証の一部負担金割合や、高額療養費の支給に関する自己負担限度額を判定する際に所得情報を用いていますが、個人所得課税の見直しによる「意図せざる影響や不利益」が生じないよう国民健康保険法施行令が改正されましたので、一部負担金割合等の判定基準に影響はありません。</p>
会 長	<p>そのほか、ご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、他のご質問は無いようですので、委員の皆様にお諮りいたします。当局案を承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p><b>【異議なし】</b></p>
会 長	<p>異議なしと認めます。よって「あま市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）」については、当局案のとおり承認し、「承認」の答申書を提出させていただきます。</p>
会 長	<p>続きまして、4の(1)「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する各制度の適用状況等について」でございます。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p><b>【議題について説明】</b></p>
会 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、これに対してご質問等はございませんでしょうか。</p>
富 田 委 員	<p>国民健康保険で傷病手当金は珍しいと思いますが、この病気に限定したものでですか。</p>
事 務 局	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止には、外出を控えることが重要だとの考えから、給与等を受けている方が仕事を休みやすい環境を調えるため、新型コロナウイルス感染症に限定して、傷病手当金の支給が規定されたものでございます。</p>
富 田 委 員	<p>あま市だけの制度ですか。</p>
事 務 局	<p>国から指針が示されていますので、全国どの自治体でも傷病手当金の支給を行っていると思います。</p>
会 長	<p>そのほか、ご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、(2)の「その他」でございますが、ここまでの全体を通じまして、委員の皆様方からご質問等はございませんでしょうか。</p>
渡 邊 委 員	<p>要望です。資料として関係用語・定義集が配られましたが、次回から「激減緩和措置」についての説明を加えてください。</p>
会 長	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。</p> <p>他に、ご質問等はございますか。</p>

会 長	他にご質問等は無いようでございます。 本日は慎重審議、貴重なご意見をありがとうございました。 これをもちまして、本日の協議会を終了いたします。
-----	---

【開始時間 午後1時30分】

【終了時間 午後2時38分】

上記の会議録が、令和3年1月29日に開催された、令和2年度第2回あま市国民健康保険運営協議会の記録に相違ないことを証明するために署名する。

令和3年1月29日

あま市国民健康保険運営協議会

会 長 山 田 精 二

議事録署名者 横 井 重 保

議事録署名者 村 上 千 代 子